

松阪市『タブレット端末活用のルール』

松阪市教育委員会



《わたしの活用宣言》

- ・学びを豊かにするためにタブレットを活用します。
- ・人のいやがることや人を傷つけることはしません。

タブレット端末（以下、タブレット）は、みんなの学習に役立つ便利な文房具です。タブレットを正しく安全に、より効果的に活用できるように、松阪市『タブレット端末活用のルール』を定めました。

一人一人が、ルールを守り、活用していきましょう。



1 目的

- ・学校から貸し出すタブレットは、学習活動のために活用します。



2 活用のルール

① タブレットを大切に扱うために

- ・使用前と使用後には、手を洗いましょう。
- ・タブレットの画面は、指や専用のタッチペンで触れましょう。
※ 画面に鉛筆やペンで書いたり、磁石をつけたりしてはいけません。
- ・操作をしないときは、カバーを閉じて落ちないところに置きましょう。
- ・タブレットを運ぶときは、ていねいに扱いましょう。
※ かばんの下に置いたり、かばんの底に入れたりしません。
※ 持って走ったり、地面に置いたりしません。
- ・なくしたり、とられたりしないよう管理しましょう。
- ・タブレットは、水がかかるところや湿気の多いところ、日光が強く当たるところなどに置かないようにしましょう。



② 自分や周りの人を守るために

- ・理由もなく、タブレットの貸し借りをすることはやめましょう。
- ・個人情報(名前や住所、電話番号、写真など)をインターネット上に載せるることはやめましょう。
- ・人を傷つけたり、いやな思いをさせたりする書き込みはやめましょう。
- ・カメラは、先生の許可を受けてから使いましょう。
- ・カメラで人などを撮影するときは、相手などの許可をもらいましょう。
- ・作ったデータやインターネットから取り込んだデータ(写真や動画など)は、先生が許可したものを探します。



3 不具合や故障

- ・タブレットやインターネットが使えなくなったときは、再起動をしてみましょう。再起動しても元にもどらないときは、先生に知らせましょう。
- ・学校で、使用中にタブレットが壊れたり、なくしたりしたときは、先生に伝えましょう。家庭で使用していた場合は、すみやかに、家の人に伝え、学校に連絡してもらいましょう。
- ・ルールに従って使用していた場合の破損、故障等は学校で対応します。その際、保護者に修理等の費用負担はありません。

4 使用の制限

- ・タブレットは、次の時間のみインターネットに接続できます。
小学生：6：00～21：00
中学生：6：00～22：00
- ・タブレットには、フィルタリングによってアクセス制限をかけています。
※ YouTube、SNS、不適切なサイトには接続できません。
あやしいサイトに入ってしまったときは、先生に知らせましょう。
- ・使用内容、通信量は記録しています。
※ 閲覧履歴などは消去できません。
- ・松阪市『タブレット端末活用のルール』が守れないときは、タブレットを使うことができなくなります。